

# 令和5年度 総務委員会 地方都市行政視察調査報告書（案）

## 1 訪問先及び調査事項

調査日	訪問先	調査事項
令和5年11月6日	静岡県浜松市	ユニバーサルデザインについて
令和5年11月7日	愛知県名古屋市	公共施設マネジメントについて

## 2 調査内容

### 静岡県浜松市

#### 1. 市の概要

首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、静岡県の約2割の面積を占めている。明治44年7月に市制施行により浜松市が誕生した。昭和20年代後半から40年代にかけて周辺の町村と合併し、市域を拡大するとともに、東海道新幹線、東名高速道路をはじめ、国道1号バイパスや都市計画道路の整備が進み、現在の都市の骨格が形成された。こうした都市の成長とともに、繊維・楽器・オートバイの三大産業が飛躍的な発展を遂げ、産業都市としての地位を確立した。

平成8年には中核市へ移行した。平成17年7月には、12市町村が合併し、さらに平成19年4月には、全国で16番目となる政令指定都市に移行した。2023年には、大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせ、大河ドラマの世界観を体験できる「どうする家康 浜松大河ドラマ館」がオープンした。

また、2023年2月の市議会本会議において、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例が議決・公布され、2024年1月1日に現在の7区から3区に再編することが正式に決定し、新たな区への移行に向け、準備を進めている。

面積：1558.06 km<sup>2</sup>

人口：78万9,822人（令和5年10月1日現在）

世帯：35万4,797世帯（令和5年10月1日現在）

令和5年度一般会計当初予算額：3,895億円

#### 2. 視察経過

浜松市役所本庁舎の議会事務局を訪問し、浜松市市民部UD・男女共同参画課職員から説明を受け、質疑を行った。

### 3. 主な説明内容

#### 視察テーマ：ユニバーサルデザインについて

##### 【調査事項】

##### (1) ユニバーサルデザイン施策の沿革

平成11年度	(静岡県がUDに着手)
平成12年度	・UD推進本部を設置 ・都市計画部内に「UD室」を設置
平成13年度	・UD協議会を設置 ・UD市民意識調査の実施 ・「U・優プラン」(浜松市UD計画) ・第1期推進計画の策定
平成14年度	・浜松市UD条例の制定
平成15年度	・浜松市UD条例の施行 ・「UD室」を企画部に移管 ・UD審議会を設置
平成16年度	・「公共建築物UD指針」の策定(公共建築課)
平成17年度	・浜松市UDシンボルマークの制定・啓発開始
平成18年度	・「U・優プラン」・第2期推進計画の策定
平成19年度	・「企画部UD課」創設(室→課)
平成20年度	・「道路施設UD指針」の策定(道路課)
平成21年度	・宿泊施設UD調査の実施 ・「ユニバーサル社会・男女共同参画推進課」へ移行
平成22年度	・「第3回国際UD会議2010inはままつ」開催
平成23年度	・企画部から市民部へ移管 ・「はままつUD国際シンポジウム2012」開催 ・「U・優プランⅡ」(第2次浜松市UD計画) ・第1期推進計画の策定
平成24年度	・UD協働委託事業の実施・はままつUD週間の開催
平成25年度	・「誰もが楽しく参加しやすいイベントづくりの手引き」の作成
平成26年度	・「UDプラス in はままつ」の実施
平成27年度	・企業のUD出前講座の実施
平成28年度	・U・優プランⅡ ・第2期推進計画の策定
平成30年度	・「UD・男女学習共同参画課」へ移行
令和2年度	・八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定
令和3年度	・「U・ゆうプランⅢ(第3次浜松市UD計画)」 ・第1期推進計画策定

##### (2) ユニバーサルデザインに関する条例の制定について

###### ○条例の目的

ユニバーサルデザインのまちづくりの理念や、市民・事業者・行政それぞれの役割と三者の連携、ユニバーサルデザインの推進に向けたしくみづくりなどを明確にし、すべての人が安心、安全、快適に暮らすことができる社会の実現を目的とする。

## ○条例制定の経緯

市民との協働による条例制定作業を進めるために、計3回の市民ワークショップを開催し、ワークショップからの意見をもとに条例骨子素案を検討した。また、ワークショップ参加者以外の市民からの意見も募集した。

その後、浜松市ユニバーサルデザイン協議会にて検討を重ねた結果を市長へ報告し、それを受け、浜松市ユニバーサルデザイン推進本部及び同幹事会にてさらに検討を行い、部長会、例規審査委員会を経て議決され、平成14年12月17日に全国初となる「浜松市ユニバーサルデザイン条例」が制定された。

## ○条例の構成

前文

第1条 目的

第2条 ユニバーサルデザインの定義

第3条 基本理念

第4条から第6条 市民・事業者・市の役割

第7条 計画の策定

第8条 庁内体制

第9条から第11条 他機関との連携、広報及び情報提供

第12条から第14条 ユニバーサルデザインに配慮した教育の推進

第15条 公共施設等の整備

第16条 公共交通事業者等の努力

第17条 施設の設置等をする者の努力

第18条から第21条 ユニバーサルデザイン審議会

第22条 雑則

## (3) U・ゆうプランⅢ（第3次浜松市ユニバーサルデザイン計画）

### ○基本理念

「思いやりの心が結ぶ優しいまち」

～ユニバーサルデザインが当たり前の社会～

誰もが、自らの考えで選択し、自由に社会参画し、いつまでも安全かつ安心して快適に暮らすことができるまちとなるように、市民、事業者、市が互いに連携・協力、実践し、「人づくり」「仕組みづくり」「まちづくり」を進め、ユニバーサルデザインが当たり前の社会となる「思いやりの心が結ぶ優しいまち」の実現を目指している。

### ○基本目標

誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを行っていくためには、市民が中心となり市民の視点から、ユニバーサルデザインを主体的に行動、実践していくことが必要であり、この計画では、ICT（情報通信技術）などのデジタル技術を有効活用しながら、

「ひと」「こと」「暮らし」の3つの柱のすべてを「こころ」が覆う、あるいは「こころ」を込めるといふ基本目標を掲げ、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことを目指している。

○計画期間

基本計画は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とし、推進計画は5年ごとの2期に分け、第1期を令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までとし、令和8（2026）年度に見直しを行い、必要な修正を加えていく。

○計画の指標

<ひと> 「主体的に実践できる“人”」

指標	現状（令和2年度）	5年後目標
市民のUD理解度	51.5%	60%
思いやりのある行動をしている人の割合	65.7%	80%
事業所のUD理解度	51.7%	60%

<こと> 「誰一人取り残さない“仕組み”」

指標	現状（令和2年度）	5年後目標
誰もが就業できる機会が確保されていると感じる人の割合	34.1%	40%
誰もが文化、スポーツ活動などに参画できる機会が確保されていると感じる人の割合	46.9%	50%
事業を営む上でUDを取り入れている事業所の割合	22.7%	30%

<暮らし> 「未来まで続く安全・安心な“まち”」

指標	現状（令和2年度）	5年後目標
公共交通機関について、利用しやすいと感じる人の割合	56.1%	60%
自分の住む地域の歩道について、利用しやすいと感じる人の割合	41.4%	50%
防災・防犯などの面で誰もが安全・安心に暮らすことができる地域だと感じる人の割合	54.3%	70%

#### (4) 第3次浜松市ユニバーサルデザイン計画・第1期推進計画

第3次浜松市ユニバーサルデザイン計画を達成するために、計画の前半期間（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）に実施する具体的な取り組みを示している。

##### 主な事業

第1期推進計画では、基本目標の「ひと」「こと」「暮らし」を達成するため、55事業を実施している。そのうちの主な事業を以下のとおり紹介する。

##### ■基本目標 <ひと> 「主体的に実践できる“人”」

###### □基本方針 「多様性を理解し、認め合うことができる人」

事業名	事業内容
パートナーシップ宣誓制度	性的マイノリティや事実婚の方など、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する「浜松市パートナーシップ宣誓制度」を実施する。
多様性理解のための教育	小中学校における特別の教科・道徳などの時間等を通して、障がいのある人や外国人等、様々な人々の特性や生活習慣に対する理解を深め、お互いの違いを認めることで、児童生徒の思いやりの心を育てる。
パラスポーツの理解と啓発	浜松市スポーツ協会など本市のスポーツ振興を支える団体と連携し、トップアスリート等を学校等に派遣する「トップアスリート連携事業」にパラアスリートの派遣を加え、パラスポーツへの理解と啓発を図る。

###### □基本方針 「主体的に行動し、実践できる人」

事業名	事業内容
UD教材開発事業	急速なデジタル化が進展する中、学校教育においてもICT環境の整備が進められ、いつでもどこでも閲覧したり、現地に行かなくても仮想空間で体験したりすることができるリモートによるUD啓発教材のデジタル化について調査・研究し、新たな教材の制作に取り組む。
はままつUD週間	毎年11月1日を含む週を「はままつユニバーサルデザイン週間」とし、市役所庁舎や図書館などでパネル展示やUD製品の紹介などを行い、一人ひとりが思いやりの心を育て、心のユニバーサルデザインを啓発する。
市民へのUD啓発	広く市民、特にユニバーサルデザインを知らない市民を対象として、ユニバーサルデザインに関するセミナーや体験講座、啓発イベント等の事業を行い、ユニバーサルデザインに関心を持ってもらう契機となる場を提供する。

■基本目標 <こと> 「誰一人取り残さない“仕組み”」

□基本方針 「自らの考えで選択し、社会参画できる仕組み」

事業名	事業内容
多言語生活情報サイト「カナルハママツ」	生活者としての外国人市民が求める情報を提供するため、市ホームページの多言語生活情報サイト「カナルハママツ」で、英語、ポルトガル語、やさしい日本語、フィリピン語、中国語、スペイン語、ベトナム語による情報を提供する。
地域のUD情報等発信	誰もが訪れやすく、暮らしやすい街づくりを進めるために、地域の宿泊施設、文化・観光施設、公共交通、トイレ等のユニバーサルデザイン情報を収集し、観光情報サイトを活用して誰にでもわかりやすく提供する。
多文化共生センター事業	誰もが安心して暮らせる共生社会づくりを進めるため、専門スタッフを配置し、多言語による生活相談や情報提供を行うとともに、外国人市民と日本人市民の共生を図るための事業などを実施する。

□基本方針 「いつでも、どこでも、誰でもつながる仕組み」

事業名	事業内容
自治会活動の発信と参画促進	自治会等コミュニティにおけるデジタル推進に向けた支援を行うことで、自治会活動等を発信し、多様な会員の参画を促進する。
消防情報通信ネットワーク事業	消防指令センターにおいて外国人、119番通報に不安がある人（言語機能や呼吸器、聴覚に障がいのある人）及び高齢者からの緊急通報に対して、速やかに通報者に関する情報収集を行い、消防指令管制システムへ取り込み、活動隊への支援情報として活用する。

■基本目標 <くらし> 「未来まで続く安全・安心な“まち”」

□基本方針 「安全・安心かつ自由に移動できるまち」

事業名	事業内容
浜松自動運転やらまいかプロジェクト	将来の地域公共交通における自動運転の実用化を見据えた自動運転技術の検証及び車両の予約・運行管理システムの検証を行い、使い勝手等の面におけるユーザーニーズを収集する実証実験を行う。
ピクトグラムの周知啓発	小中学生を対象としたピクトグラム選手権の開催などにより、ピクトグラムの周知啓発を図るとともに、ピクトグラム情報の収集、ピクトグラムの活用周知を行う。

□基本方針 「いつまでも続く快適なくらし」

事業名	事業内容
公園のUD化推進	子供からお年寄りまで、誰もが安全で安心して利用できるよう、公園施設のユニバーサルデザイン化整備を進める。

## 【主な質疑応答】

- (問) 浜松市は、全国に先駆けユニバーサルデザイン条例を制定するなど、ユニバーサルデザインへの取り組みが進んでいるが、何かきっかけはあったのか。
- (答) 平成11年度に静岡県がUDに着手したり、平成12年度にユニバーサルデザインのカリキュラムを取り入れた静岡文化芸術大学が開学したことなどにより、ユニバーサルデザインに対する土壌が、徐々に広がってきたためではないか、と考えている。
- (問) ユニバーサルデザイン協議会と審議会のメンバーは、どんな方なのか。
- (答) ユニバーサルデザイン協議会は、静岡文化芸術大学、市民活動団体、地元の経済界など16名で構成されている。また、審議会は、市民、事業者、知識経験や学識経験を有する方など、10名で構成されている。
- (問) 平成19年度にUD室からUD課になっているが、組織変遷の経緯は。
- (答) 平成12年度は都市計画部にUD室が設置されたが、全庁的に取り組むということで、平成15年度に企画部に移管され、平成19年度にUD課になり、現在は男女共同参画と一緒に、市民部UD・男女共同参画課へ移行となった。
- (問) 全庁的に市長直轄でUD部門があり各事業部へ展開しているのか、あるいは各事業部ごとにUD担当がいて、事業を実施しているのか。
- (答) UD課が全庁を総括しており、各所管から何ができるか提案してもらったり、逆にUD課の方からUD事業として各課に取り組んでももらったり、調整しながら進めている。また、計画の進捗状況を管理したり、大きな取り組みを実施する場合は、ユニバーサルデザイン推進本郡に報告をして、全庁的に承認をしている。
- (問) ユニバーサルデザイン条例の「第8条庁内体制」の中に、ユニバーサルデザイン推進員を全課に1名ずつ配置とあるが、どんな役割を担っているのか。
- (答) 課長補佐の方に推進員になってもらっており、推進員を対象としてユニバーサルデザインの研修を年1回実施している。
- (問) 浜松市は外国人が多いという印象があり、UD事業の中に多文化共生が、もっと強く出ていると思ったが、多文化共生的な事業は、別で実施しているのか。
- (答) 外国人学習支援センター事業や、多言語生活情報サイト「カナルハママツ」など、UD事業の中で多文化共生的な事業を実施している。
- (問) 市民のUDに対する理解度について、何か傾向はあるか。
- (答) 10代、20代などの若い世代ほど理解度が高くなり、年代が高くなるほど低くなる傾向がある。

## 浜松市ユニバーサルデザインのシンボルマーク

ユニバーサルデザインの“U”とデザインの“D”をモチーフに親しみもてる笑顔のキャラクターとしてデザインされました。「思いやりの心が結ぶ優しいまち」の実現を目指す浜松市民を、優しい笑顔で見守ってほしいという願いが込められています。



## 愛知県名古屋市

### 1. 市の概要

名古屋市は、本州中央部の濃尾平野、愛知県西部（尾張地方）に位置する政令指定都市で、同県の県庁所在地であり、中部地方の政治・経済・文化の中核都市である。全16区から構成される。伊勢湾に南面しており、夏の平均湿度は70%を超すことが多くむし暑く、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい北西の季節風が吹く。

市の歴史は、慶長15（1610）年に徳川家康が那古野台地に築城工事を開始し、清須から町ごとすべてを移した「清須越し」に始まる。明治4（1871）年に行われた廃藩置県で名古屋県(翌5年に愛知県と改称)が置かれ、管内は6大区に分けられ、名古屋と熱田が第1大区とされた。その後、明治11（1878）年、名古屋区として初めて独立行政区となり、明治22（1889）年10月1日の市制施行で名古屋市は、人口約15万7,000人、面積約13.3km<sup>2</sup>でスタートをした。

明治・大正から昭和の初頭には商工業都市として順調に発展するが、太平洋戦争により大きな被害を受ける。戦後、100m道路の建設、平和公園への墓地移転などの復興都市計画事業を行い、今日の基盤ができた。

令和8（2026）年には第20回アジア競技大会の開催と令和9（2027）年のリニア中央新幹線の品川・名古屋間の開業が予定されており、地域経済のさらなる発展が期待されている。

面積：326.50km<sup>2</sup>

人口：232万6,683人（令和5年10月1日現在）

世帯：115万6,744世帯（令和5年10月1日現在）

令和5年度一般会計当初予算額：1兆4,120億4,800万円

### 2. 視察経過

名古屋市役所本庁舎の市会事務局を訪問し、名古屋市財政局財政部資産経理課職員から説明を受け、質疑を行った。

### 3. 説明内容

#### 視察テーマ：公共施設マネジメントについて

#### 【調査事項】名古屋市公共施設等総合管理計画

##### (1) 位置付け

##### ○目的

名古屋市アセットマネジメント推進プランの改定を機に、これまでの計画等における取組を踏襲しつつ一部見直しや充実を図る形で、それらの計画等を1つに集約するものであり、公共施設等を健全な状態で維持し、利用される皆様へ安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくために、公共施設等の維持管理・更新等に関する理念を定め、計画的かつ効率的な取組を推進することを目的に策定している。

## ○計画体系

- ・市の総合計画である「名古屋市総合計画2023」の個別計画に該当
- ・国から策定を求められてきた公共施設等総合管理計画に該当

## ○対象施設

市設建築物（一般施設、学校、市営住宅等）、公共土木施設（道路、河川、公園等）、公営企業施設（上下水道施設、交通事業施設）等

## ○計画期間

計画期間は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間

## ○基本理念

- I 安心・安全な公共施設等の維持管理・更新
- II 社会的ニーズに対応した公共サービスの提供
- III 継続的かつ持続可能なコスト管理

## (2) 推進する取り組み

基本理念を念頭に、これまでもアセットマネジメントとして取り組んできた施設の長寿命化・施設の再編整備・保有資産の有効活用等の3つの取り組みを、より一層進めることによって、計画かつ効率的な公共施設の維持管理・更新等を推進していくこととしている。

### ①施設の長寿命化

原則として概ね80年建物を使用することを目標に施設の長寿命化を進める。

#### (ア) 適切な維持管理の実施

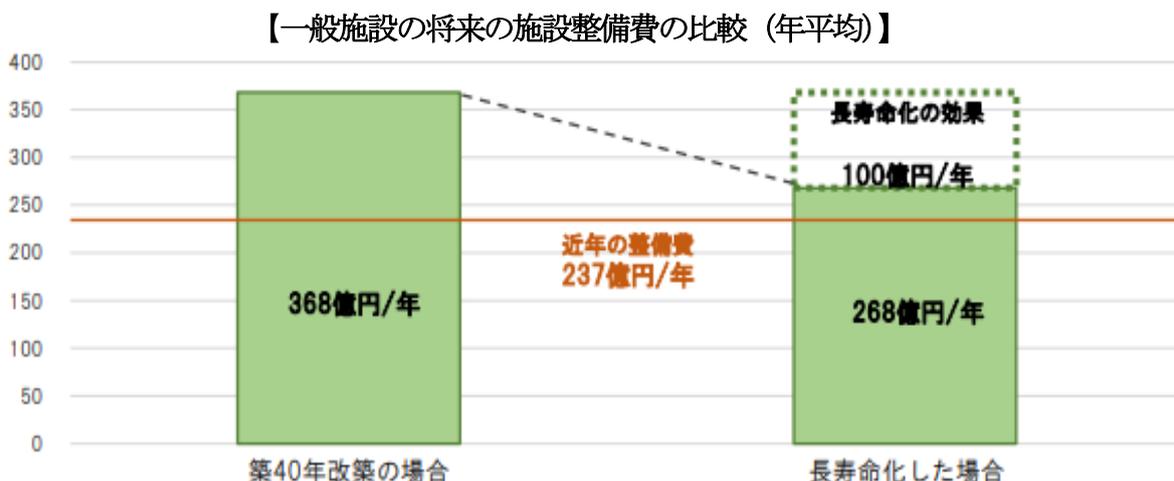
- ・日常的な点検や建築基準法に基づく定期点検等を適切に実施
- ・点検等を踏まえて、経常的な保守や補修を実施

#### (イ) 計画的かつ効率的な改修等の実施

- ・設備や外壁等の計画的な改修等の実施
- ・構造耐久性調査の実施

#### (ウ) 長寿命化の効果

- ・一般施設の場合、築40年で改築した場合は368億円/年
- ・長寿命化に取り組んだ場合は268億円/年、1年当たり100億円の効果がある



## ②施設の再編整備

### (ア) 適正な保有資産量

保有資産量の適正化が単なる廃止や削減ではなく、様々な工夫により多くの市民の方がサービスの納得感や充実感を得られるようなものとなるよう、必要なサービスは確保しつつ、長期的な視点に立って効率的な再編（集約化・複合化等）・再配置を行い、運営面などを工夫することにより、市民サービスの維持・向上を目指して施設の再編整備に取り組んでいる。

- ・人口動向や財政状況等を踏まえて現在において見込まれる令和32（2050）年度時点の適正な水準に向け、個別施設計画に基づき施設類型（一般施設、学校、市営住宅等）ごとに取り組んでいく。
- ・適正な水準は変動し得ることから、必要に応じて適正な保有資産量の見込みを更新しながら推進していく。

区分	個別施設計画に基づく基準年度 ※	令和 32 (2050) 年度	差引 (減少率)
一般施設	272 万㎡	251 万㎡	△21 万㎡ (△8%)
学校	267 万㎡	203 万㎡～ 218 万㎡	△49 万㎡～△64 万㎡ (△19%～△24%)
市営住宅等	63,000 戸	55,000 戸	△8,000 戸 (△13%)

※一般施設は令和元年度、学校は平成28年度、市営住宅等は、平成27年度

### (イ) 再編整備の取組方針

- ・施設の更新（建替）に当たっては再編整備を基本とする。
- ・類似や重複した機能を統合する「機能重視」の視点による再編を促進する。
- ・長期的な視点から必要なサービスを整理し、将来のまちづくりを見据えた施設の再編・再配置を図る。
- ・再編整備に合わせて、民間活力活用の促進や施設の運営・管理の一元化、民営化等による本市が資産を保有しない行政への転換など、施設運営の効率化を図る。
- ・再編整備の実施によって得られたノウハウ等を全庁的に共有し、活用することで、施設の再編整備の更なる促進を図る。

## ③保有資産の有効活用等

市が保有する土地や建物等の資産は市民の貴重な共有財産である。これらを利活用がなされないままに保有し続け、維持管理費用の支出だけが積み重なっていくことはあってはならない。再編整備の取組を通じた公共施設等の跡地の発生等を見据えたうえで、保有資産が未利用・低利用とならないよう、時代や地域のニーズに合わせて戦略的に管理・活用する必要がある。

### (ア) 保有資産の有効活用

- ・市が保有する資産のうち、余剰となった資産については、将来的な本市としての活用見込みや資産価値などを踏まえて、民間への売却や一時貸付を始めとした活用方策を検討し、市の財源確保や維持管理経費の削減を図る取組を進める。
- ・資産の活用を円滑に推進していくために、資産活用の方向性を統一的に判断できる基準を設け、機動的かつ戦略的な余剰資産の活用に取り組む。

【保有資産の有効活用の取組】

項目	内容
土地の売却・貸付	将来的に本市としての活用見込みがない土地は、売却を進める。また、将来の活用が見込まれる等今後も保有し続けるものは、可能な期間での貸付を行う。
建物の貸付	既存施設の余剰スペースについては、貸付により活用を図る。
用途転用	用途廃止や統廃合・集約化による移転後の空き施設は、用途転用により、公的利用及び民間等による活用を図る。

(イ) 公民連携の推進（広告事業、ネーミングライツ等）

- ・広告事業やネーミングライツの導入等の取組を進める。
- ・民間の資金やノウハウの活用により低廉かつ良質な行政サービスの提供ができるよう公共施設等におけるPPP／PFIの導入を進める。
- ・行政と民間が共同して新たな事業機会の創出や行政課題の解決に取り組むため、民間からの提案を一元的に受け付ける窓口の整備に向けた検討を進めている。

【公民連携の主な取組】

項目	内容
ネーミングライツ	本市が保有する施設等に対して愛称を付ける権利（命名権）を売却するもの
企画提案型広告	本市の資産について民間企業等からの企画提案により、広告媒体として活用するもの
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において、飲食店、売店等の設置・管理を行い、その収益を活用して周辺の園路、広場等の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度

(ウ) 土地の取得の抑制

事業を実施するに当たり、土地を取得しなければならない場合があるが、保有資産の利活用や借地を始めとした土地を取得しない事業実施を検討することで、土地の取得の抑制に取り組むこととしている。また、都市計画公園や都市計画道路については、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」（平成30年3月）、「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」（平成29年3月）により、必要な見直しに取り組んでいるところである。

## 【主な質疑応答】

- (問) 耐用年数40年と80年との話があったが、耐震化を行っていない建物の耐用年数が40年という理解でよいのか。
- (答) 耐震化を実施しているかどうかにかかわらず、構造体として従来は40年程度で改築を行っていた。アセットマネジメントの考え方を導入してからは、改修をかけながら耐用年数を80年とした。
- (問) 名古屋市では原則すべての施設について耐用年数を80年としているのか。
- (答) 名古屋市は耐震化に力を入れており、アセットマネジメントを導入する頃には90%以上の公共施設で、耐震化を済ませていた。それ以降、耐震化を済ませた施設をどうするのかというところで、長寿命化を図るという考え方を取り入れた。そういった経緯があり、原則80年建物を使っていくこととした。
- (問) 学校などの施設については、80年使用する可能性はあるかも知れないが、出張所、幼稚園、保育園などの施設は、本当に80年も使用するのか。施設の用途によって耐用年数を分けたりはしないのか。
- (答) 全ての施設がそれぞれ耐用年数の方針を持っていれば良いが、名古屋市では耐用年数の方針を持っているのは、市庁舎や学校など一部の施設だけである。そんな中、何らかの改修が必要な築40年以上の建物が約半数あるのが、現状である。
- (問) 長期的に人口減少が進み、公共施設の老朽化が進んで整備費が増大している中、適正な保有資産についてどう考えるか。
- (答) 毎年同じ水準で財政運営をしていけるように、適正な保有資産量について試算を行い、保有資産量の見直しを行っている。また、取り組みを進めるに当たり、財源対策として、アセットマネジメント基金を設けている。
- (問) アセットマネジメント基金は、毎年決まった金額を積み立てているのか。
- (答) 基本的には、施設の再編・廃止等で生まれた財源を積み立てている。
- (問) 建築コストが上昇しているが、基金の目標額は決まっているのか。
- (答) 今のところ目標額は設定していない。名古屋市では、将来人口の推計を5年に一度行っているが、そのタイミングに合わせ、様々な社会情勢を織り込んでいく。
- (問) 名古屋市では令和5年をピークに人口が徐々に減少する見込みであるが、施設には社会的ニーズもある。人口と施設数のバランスについて、どう考えるのか。
- (答) 持続可能な財政運営ができるかどうかという観点から考えている。少なくとも近年の施設整備費をそのまま維持できれば、施設を安全に維持できると考えており、どれくらいの保有資産量と釣り合うのか試算している。
- (問) 公共施設等管理計画では、土地の高度利用について記載があるが、一方で大きな方針の一つに、土地取得の抑制がある。土地は買わないが、高度利用をして床を生み出し、いこうとしているように見える。今後、公共施設の延床面積を減らしていこうとする名古屋市の考え方と、どのように整合性をはかっていくのか。

(答) 施設の集約化、複合化が念頭にあり、集約化をはかるに当たり施設の再配置を行っていく。なるべく利便性の高い場所に施設を再配置していくが、その種地となる土地については、容積率を限度まで使用していない場合が多い。そのため、その土地を高度利用し、集約化や複合化をはかり、施設を建設していく。

(問) 高度利用は、公共施設が前提ということか。

(答) 公共施設を再編、再配置を行い、まとめることによって全体として施設数を減らしながら、利便性の高い施設を建てることを念頭においてる。

(問) 資産活用の方向性を統一的に判断できる基準の設定とあるが、行政としてどこまで、底地を持つべきかについて、どのように考えるのか。

(答) 地域の防災の観点やまちづくりの観点など一定の条件で、持つべきものはあると考えるが、それ以外については資産価値の観点から売却するのか、貸し付けしていくのか判断していく。

(問) 学校の統廃合などで生じた、学校跡地を売却した事例はあるか。

(答) 定期借地権を設定して貸し付けた事例はあるが、売却した事例はない。